

平成29年6月議会

○ 石川義治議員質問

(1) 外国人について

(2) バーベキュー場の設置について

石川義治でございます。

議長より発言の許可をちょうだいいたしましたので、通告させていただきました要旨に基づきまして質問のほうをさせていただきたいと思えます。

今回は2点にわたり質問をさせていただきます。

最初に、外国人についての質問のほうをさせていただきたいと思えます。

国際化が進む中、武豊町においても外国人を多く見かけるようになりました。5月1日現在で町内に818人の外国人登録があり、町民全体の1.9%を占めています。住民からは、実態のわからないことで、外国人への不安の声を聞くこともあります。まさに総合計画で示されている多文化共生を進めることが重要であると考え、以下質問をさせていただきます。

1、役場での各種手続の対応は。

2、ごみ捨て等、町内でのルールへの対応は。

3、災害時での対応は。

4、学校教育における対応は。

5、外国人観光客への対応は。

6、多文化共生への対応は。

6点ご質問のほうをさせていただきます。よろしく願ひいたします。

町長(靱山芳輝君)

石川議員のほうから、外国人について6点にわたりご質問いただきました。私のほうからは、最後、6点目の多文化共生への対応につきましてご答弁を申し上げたいと思えます。

たけとよゆめたろうプラン第5次総合計画後期戦略プランには、基本目標5、いきいきと暮らせるまちの中で、施策方針といたしまして、住民、地域、行政が連携し、言語の壁や異文化に不安を抱く外国人の生活を支え、地域の活動に参加、交流できる多文化共生のまちづくりを推進するとあります。

このように多文化共生の推進は、重要施策の1つとして認識をいたしております。現在、外国人の支援といたしまして、生徒・児童の保護者を含め、武豊日本語ボランティアによる日本語教室を毎週土曜日におおし児童館で開催をいたしております。教室には年間を通じて、大人、子ども合わせて延べ300人ほどの外国人が参加されております。日本語の会話や読み書きはもちろんのこと、役場へ提出する申請書の書き

方や住居探しのお手伝い、子育てや学校に関する相談等、生活全般の支援を行っております。

この日本語教室は、日本語を教えながら、各種イベントを通じて町内に在住されている外国人との交流も図っております。日本のすばらしさを広め、いち早く日本の生活になじんでいただくための事業として活動をいたしております。今後も外国人と日本人がお互いに理解し合えるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

生活経済部長(鬼頭研次君)

まず1番の役場での各種手続の対応はに答弁させていただきます。

役場に来庁される外国人は、日本語が堪能な方、ほとんど話せない方さまざまであります。武豊町への転入や町外への転出など、住所異動等の諸手続につきましては、日本語が話せない外国人の多くは日本語を話せる友人や会社の担当者などが同行し手続をされますので、日本人の場合と変わりなくスムーズに対応ができております。また、まれに余り日本語を話せない外国人が1人で来庁される場合もありますが、その際には5カ国語に対応しております住民基本台帳事務外国語会話文例集が窓口に着いてありますので、それを活用し対応しております。

続きまして、2点目、ごみ捨て等、町内でのルールへの対応です。

日本語にふなれな外国人へのごみ捨てのルールにつきましては、転入手続の際に環境課にお越しをいただき、英語またはポルトガル語で書かれている転入者用のパンフレットにより、窓口でごみ出しルールの説明を行い、パンフレットをお渡ししております。企業を通して転入される場合は、転入手続の際に通訳がいることが多く、窓口で通訳を通して外国人用のパンフレットを用いながら説明をしております。

総務部長(田中泰資君)

私からは、③災害時での対応であります。

本町の災害時の外国人への対応としましては、災害時避難する際の参考になるように、町内の避難所看板には英語、ポルトガル語の表記が、津波避難ビル看板には英語、ポルトガル語、中国語、韓国語の表記をしております。また、災害時には防災無線、町ホームページ等を通じて災害情報の提供をしていくこととなりますが、町のホームページには翻訳機能があり、外国語で災害情報を入手することができます。

なお、今後の対応としましては、平成28年12月議会でご答弁いたしましたとおり、防災マップの外国語での作成について、5年に一度の防災マップの次回更新時期の平成31年度に合わせ検討してまいりたいと考えております。

一方、愛知県では、震度5弱以上の地震など大規模災害が発生した際に、愛知県と公益財団法人愛知県国際交流協会の共同で愛知県災害多言語支援センターが設置されることになっております。このセンターでは、多言語による災害情報の提供や市町村等の依頼に基づく文書等の多言語翻訳、通訳ボランティアの手配、派遣など、言語面での支援を行っていただくことになっております。また、愛知県国際交流協会は、インターネット上で多言語情報翻訳システムを提供しており、災害時に外国人へ伝える可能性の高い文例を検索することができます。外国人へ災害情報を提供する際には、本システムを活用することで、必要な情報を英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、フィリピン語、タガログ語に翻訳し、外国人への情報を提供することが可能となっております。

以上です。

教育部長(木村孝士君)

小項目4番です。学校教育における対応についてご答弁申し上げます。

武豊町の小・中学校には、日本語の理解が不十分な児童・生徒の支援のため、県費職員の日本語指導担当教員1名が配置され、全校を巡回しながら、週1時間程度の特例的な指導を行っております。さらに、昨年7月より町費により、国のJETプログラムを活用した国際交流員1名をブラジルより招聘し、学校教育の支援を行っております。国際交流員は日本語、ポルトガル語のほか、スペイン語、英語の対応ができ、児童・生徒の日常的な指導はもとより、全く日本語がわからない児童・生徒への集中的な日本語指導を行っております。また、学校教育だけでなく、日本語のできない保護者への通訳、必要な文書の翻訳などにも対応しております。

以上です。

生活経済部長(鬼頭研次君)

小項目5番目、外国人観光客への対応についてです。

外国人観光客への対応といたしましては、武豊町観光協会の平成27年度事業におきまして、たけとよめし英語版マップとたけとよ歴史と蔵の街散策マップ5カ国語版が作成されております。たけとよめし英語版マップは、武豊町のみそ、たまりの説明を初め、みそ、たまりを使った料理、スイーツであるたけとよめしを扱う飲食店等の紹介をしたグルメマップとなっており、1,000部作成しております。たけとよ歴史と蔵の街散策マップ5カ国語版は、町内の観光名所を初め、鉄道やバス等の交通機関、病院、宿泊施設、公共施設等を紹介した散策マップとなっており、英語、韓国語、北京語、ポルトガル語、日本語の5カ国語で5,000部作成しております。

なお、この2種類のパンフレットは地域交流センター、観光案内所及び役場ロビーにて配布をしております。

以上です。

(石川義治君)

一通りのご答弁をちょうだいしましたので、若干再質問のほうをさせていただきたいと思いますが、最初に、役場での各種手続の対応について質問のほうをさせていただきたいと思います。

余り日本語を話せない外国人が1人で来庁される場合のご対応の中で、住民基本台帳事務外国語会話文例集は5カ国語に対応しているということですが、具体的にこの言葉にご対応のほうされておられるのでしょうか。

◎住民窓口課長(磯部好文君)

5カ国語の内訳でございます。英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語の5カ国語となっております。

以上です。

(石川義治君)

今回、住民窓口課のほうより国籍別人員調査表なるものをちょうだいしまして、その中で818名という数字をちょうだいしたわけですが、1位がブラジル人が一番多くて、フィリピン、そしてインドネシア、中国、ベトナム、それから韓国という順で続いているわけですが、気になったのがベトナム、韓国等は十分ご対応できておるといことでよろしかったですかね。

◎住民窓口課長(磯部好文君)

大体、武豊町のほうにお越しいただく外国人の方々につきましては、現地での言葉もありますが、おおむねこの5カ国語のお話できる方がほとんどでございますので、今のところ問題なく対応できているということでございます。

以上でございます。

(石川義治君)

わかりました。

では、窓口での対応は、職員いろいろとお見えになると思いますが、この文例集があれば誰でもご対応できる形になっているという理解でよろしかったですか。

住民窓口課長(磯部好文君)

こちらの文例集ですが、1問の質問に対しまして複数の回答が用意されておりまして、そちらの回答を指さしていただくような形で意思表示していただくというような形になってますので、どの職員でも対応可能だということになっております。

以上でございます。

(石川義治君)

ちなみに、それは住民窓口課以外の職員でも対応できるという形でもよろしかったですかね。

生活経済部長(鬼頭研次君)

すみません、その文例集が今置いてあるのは住民窓口課ですので、ほかの課の窓口が今どうなっているのかというのは、ちょっと申しわけないです、ここでご答弁は控えさせていただきます。

(石川義治君)

では、特にこれまで住民窓口課で結構でございますので、こんなときに困ったよとかというような事例がございましたらお示しいただければと思います。

◎住民窓口課長(磯部好文君)

先ほどもちょっと申し上げておりますが、大体武豊町にお越しいただく外国人の方、日本語を話せる方もおりますし、また、話せない方というのは、大体付添人の方がついてまいりまして、その方々で大体日本語で対応できるというような状況でございます、非常に少ない事例という形にはなりますが、日本語が話せない方が役場へ来庁された場合、何の目的で来られたかという意思表示がなかなかできないような場合がございます。この文例集を使っても、そういったことがわからない場合につきましては、武豊町の国際交流員とか、あとその他の外国語が話せる職員がおりますので、そちらの職員に依頼してちょっと通訳していただいて対応しておるというような形でございます。

以上でございます。

(石川義治君)

住民窓口課の大体手続について理解させていただきましたので、次の質問のほうに移らせていただきたいと思います。

ごみ捨て等の町内でのルールへの対応ということでございます。

ごみ捨て等は、これは外国人、日本人に限らずいろいろと苦情等もあると思うんですが、これまでに外国人のごみ捨てに関して、住民からどのような苦情があったかお示しいただければと思います。

◎次長兼環境課長(中野満君)

外国人が原因と思われるごみ捨てに関する苦情ですが、主なものはごみ出しの時間が守られていない、分別がされていないといったものが主なものになります。

以上です。

(石川義治君)

これはそのような苦情をちょうだいしたときに、当局としてどのようなご対応をされておるのかお示しいただければと思いますが。

次長兼環境課長(中野満君)

苦情に対しては、排出者が特定できる場合は、直接指導のほうに動かさせていただきます。特定できない場合につきましては、会社の関係であれば会社を通して、それからアパートの大家さん、管理会社などと相談しまして、原因者と思われる外国人が住んでいる会社の寮やアパートにチラシ等の配布をさせていただいております。

以上です。

(石川義治君)

特定できる場合というのはどのような形で特定されるとか、少し教えていただければと思います。

次長兼環境課長(中野満君)

なかなか特定することは難しいかと思うんですが、例えばごみを集積所に捨てたときに、誰か見ていた方がおみえになって、あの人はどここの人だよという、そういうケースが考えられます。

以上です。

(石川義治君)

ごみ捨ての問題で一番大事なことは、やはり最初にもありましたが、多文化共生の中で、文化の違う方々が、ルールを知っていて守らない外国人というのは論外なんですけれども、文化が違う中で、私どものルールを知らない中でごみ捨てをしているのが一番難しいのかなと考えております。ですから、これはルールの徹底というのが大変大事だと思うんですけれども、一層の対応が求められると思うんですけれども、その辺に関してのご見解をいただければと思いますけれども。

次長兼環境課長(中野満君)

一層の対応をということですが、まず、今窓口のほうでパンフレットのほうをお渡しをしております。こちらのほうは英語とポルトガル語のみでありますので、このパンフレットの言語のほうをふやすことも検討しております。また、外国人が多いアパートや寮の付近のごみの集積所ですが、こちらのほうにも外国語表記の看板の増設ですね、こちらのほうも検討したいと考えております。会社の寮やアパートによって、どんな外国人の方が住んでおられるのかというバランスもそれぞれその場所によって違うと思いますので、その場所の状況に合った言語の表示ということも必要かなということで考えております。

以上です。

(石川義治君)

わかりました。それでは次に移らせていただきます。

災害時での対応はということで、3番目の質問でございます。

外国人というのは、俗に言う災害時要援護者になると思うんですが、先ほどご答弁をちょうだいした中で、避難所は3カ国語、津波避難所ビルは5カ国語の表記となっているというような話をちょうだいしたわけですが、そのような形になった過程というのをもう少し教えていただければと思いますけれども。

防災交通課長(篠崎良一君)

表記の違いによる過程ですが、避難所の看板につきましては平成15年以前に設置されておまして、津波避難ビルの看板は平成23年以降に設置されております。このような設置した年の違いもありますし、また、看板の大きさや文字の大きさのバラ

ンス、こちらのほうも違いが生じたものと考えております。

以上です。

(石川義治君)

取りつけた年度の違い等々がございまして、看板等の大きさも違うというのは、今ご答弁ちょうだいしたわけですけれども、今後、当局としてはどのような形で進めていけるのか、ご見解を伺いたいと思います。

防災交通課長(篠崎良一君)

今後のことですが、看板の大きさや設置場所等の制限がございます。その中で、今後、設置します看板につきましては、できる限りの外国語表記を検討するという事で設置を考えていきたいと思っております。

以上です。

(石川義治君)

よろしくお願いいたします。

では、ホームページについて少しお伺いしたいんですが、災害時にホームページで翻訳機能があり、災害情報等を外国人にも広く紹介できるということで、私自身もこれをスマートフォンで見させていただいたわけですが、スマートフォンですとこれ拝見できないんですね。スマートフォンからパソコン版に切りかえないとこれは見る事ができない。私のスマートフォンはかなりでかいものですが、普通のスマートフォンですと、少し拡大しても見づらいのかなと思うんですが、今後の過程の中でこのホームページ、命の安心・安全にかかわることですので、SNSの話は別にしまして、グーグル対応をスマートフォンにもできるような形で進めていくお考えというのはあるんでしょうか。

秘書広報課長(田中康博君)

ホームページ全般の管理につきまして、秘書広報課のほうからお答えのほうをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、町のPC版、パソコン版のホームページにつきましては、グーグルの無償翻訳機能を利用いたしまして外国語への対応をいたしておりますが、スマートフォン版におきましては、グーグル無償翻訳機能が実際対応できない状況で



ございます。したがって、対応するための費用が当然別途発生してくるわけでございますので、費用面も含めまして今後の検討課題かなと認識をいたしております。  
以上です。

(石川義治君)

命にかかわることですので、費用面もございますが、ぜひともご検討のほうをお願いしたいと思います。

それでは、学校教育における対応についてご質問のほうをさせていただきたいと思っております。

ご答弁ちょうだいしました。県費職員のみのご対応では不十分と考え、昨年度より国のJETプログラムを活用した国際交流員1名を町費より招聘されたとのことご理解でよろしかったですかね。

教育部長(木村孝士君)

お見込みのとおりでございます。

(石川義治君)

答弁の中で、国際交流員は学校教育以外でもいろいろ活動されているというような話もあったと思うんですけれども、具体的にどのような活動をされておられるのでしょうか。

教育部長(木村孝士君)

先ほどの住民窓口課長のほうからもありましたけれども、当然本人がスケジュールがあいているときなんかには、他部署の窓口でこういった事案があったときの助成、それから現在ですと、私ども教育内部ですけれども、図書館の使用パンフレット等の外国人向けの作成を手伝ったりしております。

以上です。

(石川義治君)

学校教育の現場で国際交流員、日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語等々対応

できるということですが、これまでに対応に困ったようなことは特になかったんでしょうかね。

教育部長(木村孝士君)

国際交流員と言っても、やはり言語種類に限りがありまして、実際には教育のほうにおいても、ベトナムとか、それから韓国、特にフィリピンのタガログ語でしたっけ、英語じゃない部分ですね、その部分についてやっぱり通じない部分がありますので。それから、これは議員もご指摘がありましたけれども、やはり言葉では通じない風習とか文化のものは、なかなか語学力をもっても伝えにくい部分があるということもありますので、そういった部分で若干支障があったとは聞いております。

以上です。

(石川義治君)

るご答弁ちょうだいする中で、国際交流員が大変役に立っているというようなお話を理解させていただくわけですが、国際交流員、これ交付税の算定にも加味されているというふうには聞いておりますので、今後、本町として予算の許される限りでございしますが、場合によっては追加の国際交流員を配置していくこともぜひお願いさせて、これは答弁は結構でございますので、次に進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、外国人の観光客について1点再質問させていただきたいわけですが、昨日の深夜のテレビを見ておりましたところ、この10年で外国からの観光客が10倍程度ふえているというようなお話が京都府の知事さんと鳥取県の知事さんのお話の中でございまして、このところは国の施策、県の施策等もございまして、今外国人の観光客がふえております。

我が町としても、町職員としても、インバウンドに関してより勉強していく必要性を感じるわけですが、その辺に関してのご見解がもしございましたらご披露いただきたいと思いますが。

生活経済部長(鬼頭研次君)

インバウンドというのは、武豊町単独ではなかなか難しいなとは思っておりますけれども、愛知県も観光局というのを設置しておりますので、インバウンド、もう積極的に今海外に宣伝に県自体が動いて回ってくれています。そういったところと、できれば知多半島観光圏というスパンで一緒になって行動ができればなというふうには考えてお

ります。

以上です。

(石川義治君)

わかりました。

それでは、最後に、町長からご答弁いただきました総合計画にもうたわれております多文化共生への対応について少しだけ再質問させていただきたいと思います。

日本語教室開催、これ大変すばらしい事業だと考えるわけですがけれども、この日本語教室を開催しているというのを外国人に対しての周知というのはどのような形で行われておられるのでしょうか。

企画部長(宮谷幸治君)

周知ということでございます。生涯学習だよりにカルチャー&スポーツというものをうちは発行しております、そこに日本語教室のボランティアさんのことをご紹介させていただいております。また、参加者同士の外国人の方たち同士の情報交換といえますか、口コミでの周知がなされながら、お互いに誘い合って来ていただけるという認識をしております。

以上です。

(石川義治君)

それでは、少し切り口を変えさせていただきまして、今後も外国人と日本人がお互いに理解し合えるまちづくりを推進していくとの答弁をちょうだいしたわけですがけれども、具体的にどのような考えを現在お持ちになられておられるのでしょうか。

企画部長(宮谷幸治君)

現在、愛知県の中で、あいち多文化共生推進プランというものが愛知県、ただ、今年度の場合なんですけれども、ずっとこれ県としても継続してやっていますので、また継続して来年ぐらいから計画が立つと思っております。その中で、子どもの教育の充実とか、情報提供の充実、協働の推進、あと相談相手の充実とか、そういう施策がそのプランの中にありますので、今後こういったものが武豊町に合うのかも含め、調査研究していきたいと思っております。

以上です。

(石川義治君)

最後になるんですけども、先日、住民の方から、武豊町でも外国人を本当によく見かけるようになりましたねとお声をちょうだいしました。外国人の本町での在住人員が何名か、余り住民の方もわかってない。きょう私は 818 名とご披露させていただいたわけですけども、これがそもそも誤解を招く1つの要因かなというふうに考えるわけですけども、例えば、外国人の住民数を広報等で実数の公表をされるとか、多文化共生の必要性、これを啓蒙していくことが大変重要だと私自身は考えるわけですけども、ご見解を伺えればと思います。

企画部長(宮谷幸治君)

まず、人数の公表の件です。現在、ホームページの中で、年齢別人口と字別人口というPDFのファイルがありますが、そこからたどっていただければ実際の数字は見えるようになっておりますが、すぐ一目で見ることができんものですから、例えばホームページのトップページ及び広報紙のいつも人口という欄があるものから、その下ぐらいに入れるようにちょっと検討していきたいと思います。

2点目の啓蒙の関係なんですけど、なかなか難しい部分がありますが、地域の中ではお祭りとか地域のイベントで、お互いに知り合いの方の外国人とか企業関係の方を誘い合いながら、交流を深めていただける区もありますので、今後、地区地区でそういう輪が広がっていただければいいかなと思います。

あと、5市5町、特に知多半島の中で5市ですね、割と国際交流のほうに力を入れているということを伺っておりますので、またその辺の事例も見させていただきながら、今後検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

(石川義治君)

多分今後も外国人が減ることはないと思いますので、一緒に共生できるような形を協働のまちづくりの中で考えていただければと思ひまして、次の質問のほうに移らせていただきます。

次に、バーベキュー場の設置についてご質問のほうをさせていただきたいと思ひます。

バーベキューは、肉、野菜などを直火で焼きながら食べる料理として多くの人を楽しんでいます。自宅の庭やベランダ、バルコニーで楽しむ方もいますが、煙やにおいが

大量に出るため、キャンプ場や海岸、川辺、公園等で楽しんでいる人が多いです。武豊町では名古屋市野外活動センターにバーベキュー場が設置されていましたが、センターが廃止となり、現在は利用できていません。町内で住民が手軽に利用できるバーベキュー場の設置が必要であると考え、以下質問いたします。

町内でバーベキューができる公設、民間の施設、場所はあるのか。また、近隣市町の状況はどうでしょうか。

2、町内でこれまでにバーベキュー場設置の検討はされたことがあるのでしょうか。

3、今後、公設、民間を問わず、町内にバーベキュー場を設置する考えについてのご見解。

以上3点についてお伺いします。

建設部長(犬塚敏彦君)

それでは、1つ目の町内で現在バーベキューができる公設、民間の施設、場所はあるのか。また、近隣市町ではどうかでございます。

現在、町内では町営を含め、公設のバーベキュー施設はございません。民間の施設につきましても、私どもが把握している範囲では、町内にはないと思われま

す。近隣市町で公設の施設がありますのは、半田市の運動公園、常滑市の小脇公園、りんくうビーチ、東海市の大池公園、阿久比町のふれあいの森などがございます。いずれの施設も広大な敷地を有しておりまして、指定管理または行政のしっかりした管理のもと、安全性に十分配慮された施設となっております。また、民間の施設につきましても、南知多町、美浜町、常滑市、半田市など近隣市町に多数あると認識しております。

次に、小項目2、町内でこれまでにバーベキュー場設置の検討はされたことはあるのかについてでございます。

バーベキュー場につきましては、主に公園敷地内に設置する場合がございますが、都市公園法及び町条例におきまして、指定された場所以外の場所での火気の使用は禁止とされております。本町に点在する全ての公園は、安全確保ができる広さや火災予防の条件を有していないこと及び近隣住民への影響等を考慮し、火気の使用できる場所を指定しておりませんので、公園内でのバーベキュー場設置は検討いたしておりません。また、公園以外の施設におきましても、調査した範囲では検討したことはございませんでした。

次に、小項目3、今後、公設、民設を問わず町内にバーベキュー場を設置する考えについてのご見解でございます。

バーベキュー場の設置につきましては、安全確保ができる場所、騒音やにおい、衛生面の問題、また、管理体制など課題が多くあり、今のところ公設でバーベキュー場

を設置する計画はございません。民間の施設につきましては、民間からの計画で、制度的に条件が整っている施設であれば設置は可能であります。町から積極的に誘致するなどの考えは今のところございません。

以上でございます。

(石川義治君)

近隣市町には多数のバーベキュー場がある中で、武豊町にもあったんですが、残念ながら廃止ということでなくなったという現状がございます。

1点、まず1番目の現況は別にしまして、バーベキュー場の建設についての検討ということについて少しお話をさせていただきたいんですけれども、これは法や条例の規制、現在の公園の状況をご提示されまして、これまで検討したことがないご答弁をちょうだいしましたが、先ほどもご紹介いただきましたように、他市町には多数現存することの現状を踏まえて、きょう町長が最初にお話があった暮らしやすいまちをつくりたい。政策立案というのは、やはりこの住民ニーズをいかに反映するか、福祉の増進に伝えるかというのは地方自治の根幹だと思うんですが、武豊町幸福度調査事業、この中にもたくさんの、バーベキュー場が欲しいというような的確な要望はないんですが、広い公園が欲しいですか、そのようなお話が多分一番多かったように読み取れます。その辺に関しての、住民ニーズの把握に関してのご見解についてお伺いしたいんですけれども、いかがでしょう。

建設部長(犬塚敏彦君)

行政は住民の皆さんがまちづくりに求めるものを的確に捉えた上で、施策や整備方針などに反映することが大切であると思っております。しかし、多様化する住民ニーズ全てに対応することは非常に困難でありまして、費用や効果などを総合的に考慮しながら方針を検討する必要があると思っております。

また、住民ニーズについての調査であります。的確な時期を見きわめながら行うべきであるというふうに考えております。バーベキュー場の必要性につきましても、公園等具体的な計画の検討時期に合わせて調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

(石川義治君)

ありがとうございます。

では、3番目の今後のことでございます。武豊町ではこれまでに、繰り返しますが、野外活動センターを使用させていただきまして、9年間にわたり、毎年2,000万円の緑化保全協力金を支払ってまいりました。センターにはバーベキュー場の整備もございまして、多くの町民がかなり利用されておりまして、住民にも大変喜ばれていたというふうに理解しております。施設利用が不可能となった今、代替施設を探す必要性に対する当局のご見解をお伺いしたいと思います。

建設部長(犬塚敏彦君)

名古屋市の野外活動センターにつきましては、地域の皆さんの憩いの場として利用されておりました。しかし、管理者であります名古屋市によりまして閉園の意向を示されたことから、本町としても緑地保全協力金という形で継続を図っていただいております。しかし、残念ながら平成25年度閉園に至ることになってしまいました。これまでの施設につきましては、バーベキューを行えるキャンプ場やグラウンド、それからテニスコート等、多目的な大規模な施設がございまして、同規模の代替施設につきましては、まず規模等を精査して、なおかつ財政状況を見据えた上で、将来的には検討する必要はあるというふうに思っております。

以上です。

(石川義治君)

少し角度を変えて質問させていただきたいんですが、バーベキューというのは、インターネット等をひもといていきますと、防災上のスキルアップにも大変役に立つということで、防災学習、地域に対してもそうですし、また、災害時におけるそこの炊き出し等々も利用できるのがある。まさにバーベキュー場をレクリエーションとして使うのみではなく、さまざまな形で利用できるような形で、ひとつバーベキュー場の設置を。例えば野菜茶業センターの横に防災公園をつくるのであれば、そこに防災公園の基地となるものというような、1つのご提案ですけれども、いかがでしょう。

建設部長(犬塚敏彦君)

防災機能を備えたものというのもいろいろあると思いますけれども、ソーラーの照明だとか、トイレですね、それからかまどベンチ等、さまざまな機能が考えられるとは思いますが、それらを活用した訓練等も考えられますが、レジャー施設としてのバーベキュー場が災害対応施設での炊き出し用としてどのような活用方法ができるかにつきましては、今まで検討したことは私はございませんので、一度防災関係担当とも話は

してみたいと思っております。

以上です。

(石川義治君)

ぜひご協議のほうをお願いいたします。

あと、本町では運動公園や老人福祉センターを廃止したところの横にある森林公園、地域交流センターなど整備可能な公園、もちろん条例等々の整備等は必要になってくるとは思うんですが、その辺で整備、例えば余り住民にもご迷惑のかからない位置にご整備されるというようなご計画というのはいかがでしょうかね。

建設部長(犬塚敏彦君)

議員言われたのは多分自然公園だと思いますけれども、まず、自然公園ですと、あそこは水道が来ておりませんし、周りをかなり木で囲まれておりまして、火災の心配とか、例えばほかの施設、いろいろ公園でもあると思うんですけれども、やっぱり広さの問題だとか、騒音だとか、においの問題ですね、そこら辺が他の公園の利用者との配慮だとか、なかなかやれそうでやれないというのが現状でございまして、全ての施設について否定するわけではございませんが、先ほども申し上げましたけれども、今後、公園等整備計画を検討する上で、やはり物理的な広さだとか、地理的な条件等を総合的に研究していく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

(石川義治君)

私どもの町で今一番懸案となっておりますのが、土地開発公社が買い占めを進めて、無期限で買い戻しを進めております墓園と総合公園計画であるとは思いますが、これかなり前の計画でございまして、当時の計画と現状とはかなりそこはあるとは思いますが、この計画を見直すに当たり、バーベキュー場の設置を一度ご検討していただくわけにはいかないんですかね。

建設部長(犬塚敏彦君)

総合公園であります、総合公園は平成7年3月に南部総合公園及び墓園整備基本計画というものを策定しまして、現在は用地の買い戻しをしておる途中でございます。この基本計画は、議員も言われたように、策定から相当時間が経過しております



ので、適正な時期にその時々住民ニーズを把握した上で、計画は見直す必要があるというふうには思っております。したがって、バーベキュー場につきましても、ワークショップ等で設置が検討される可能性はあると思っております。

以上です。

(石川義治君)

武豊町にも素晴らしい公園がたくさんあるということを再認識させていただける中で、きょうにあすつくれというような話ではございませんし、限られる予算の中で一つ一つ、住民が喜んでいただけることを実施していくことが大切かなと思います。1つのご提案の中でのバーベキューというご理解で結構でございますので、今後も前向きにご検討のほうをお願いさせていただきまして、私の質問のほうは終わらせていただきます。

以上でございます。